

公募型プロポーザルの公示

第2次たかはま自殺対策計画策定業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公示します。

令和6年4月10日

高浜市長 吉岡 初浩

1. 業務概要

- (1) 事業名称 第2次たかはま自殺対策計画策定業務
- (2) 事業内容

平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法により、市町村に策定が義務づけられた「自殺対策計画」を評価し新計画を策定するため、本市の期待する計画についての提案を受け、最も適した受託候補者を選定するものである。

2. 参加資格等

本プロポーザルに参加する提案者は、仕様書で提示する業務を的確に実施できる能力を有し、公示日現在において、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和6年度の高浜市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- オ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- カ 高浜市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条第1号又は同条第2号の規定に該当しないものであること。
- キ 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から受託候補者として決定を受けた日の前日まで指名停止措置を受けた場合は、資格を失うものとする。
- ク 過去5年間に地方公共団体が発注した同様の業務を誠実に履行した実績のある者であること。

3. 提案書の提出を求める者の中から受託候補者を選定するための基準

提案書等の内容により、価格、計画の魅力度、運営支援体制等のすべてについて総合的に評価し、選定を行う。

4. 手続等

(1) 担当グループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目165番地

高浜市 福祉部 健康推進グループ (いきいき広場2階)

電話 0566-95-9558

電子メール kenko@city.takahama.lg.jp

(2) 参加表明手続き

本事業のプロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり「参加表明書」を提出し、当市に対して参加表明を行うものとする。

○提出書類

- ・参加表明書(様式第1)

○提出期限

令和6年4月16日(火)午後5時00分まで

○提出方法

- ・必要事項を記入・押印し、PDFデータを電子メールに添付して、事務局メールアドレス宛に提出すること。
- ・メールの件名に【自殺対策計画参加表明書(事業者名)】を記入すること。

(3) 提案書等の提出

○提出書類

- A 提案書(様式任意)
- B 提案者の概要(様式第3)
- C 業務実績調書(様式第4)
- D 業務実施体制調書(様式第5)
- E 見積書及び見積内訳書

○提出部数

各10部(原本1部、副本9部)

○提出期限

令和6年5月9日(木)午後5時00分まで(必着)

※提出可能時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時00分

○提出方法

担当グループへ事前に電話連絡の上、直接持参にて提出すること。郵送、メールでの提出は不可。

(4) 様式等

関係資料(実施要領、参加表明書等様式)の交付は、担当グループ窓口での配布及び高浜市公式ホームページからのダウンロード配布を行う。

5. その他

詳細は、第2次たかはま自殺対策計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。